

保 健 福 祉 部

令和2年（2020年）11月24日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和2（2020）年度補正予算概要	1～2
2 函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例の骨子	3～4
3 函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の骨子	5～9
4 函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の骨子	10～12
5 公の施設の指定管理者の指定について	13～15

一般会計
[歳出]
衛生費

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
保健衛生総務費	308	総合保健センター関係経費増 308 総合保健センター設備改修 事業費増 308 (既定の説明を, 次のとおり改める。) 非常用自家発電設備改修 実施設計委託料 10,868 非常用自家発電設備改修工事費 308 継続年度 令和2～3年度 施行事業費総額 155,210千円 (非常用自家発電装置, 燃料槽)	(国)保健所費補助 金 △2,070 (地方債)総合保健 センター設備改 修事業債 2,400
健康増進事業費	△10,044	「はこだて市民健幸大学」 実行委員会負担金減 △7,000 がん対策推進事業費減 △3,044 がん検診普及啓発等関係経費減 △3,044	

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
4 衛生費	1 保健衛生費	総合保健センター 設備改修事業 〔非常用自家発電 設備改修工事費〕	155,210	令和2(2020)年度	308
				令和3(2021)年度	154,902

[債務負担行為]

(追 加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
生 活 困 窮 者 世 帯 学 習 支 援 等 業 務 委 託 料	令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度まで	28,468
就 労 準 備 支 援 業 務 委 託 料	令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度まで	38,961

(変 更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
夜間急病センター管理委託料	103,932	93,957
火 葬 場 管 理 委 託 料 〔 斎 戸 井 斎 場 楸 法 華 斎 場 南 茅 部 斎 場 〕	515,100	513,019

2 函館市夜間急病センター条例の一部を改正する条例 の骨子

(1) 改正理由

夜間急病センターの診療時間を短縮するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和3年4月1日

函館市夜間急病センター条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(診療時間) 第4条 センターの診療時間は、午後7時30分から翌日の<u>午前0時30分</u>までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。	(診療時間) 第4条 センターの診療時間は、午後7時30分から翌日の<u>午前0時</u>までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

3 函館市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の 骨子

(1) 改正理由

公衆浴場の施設について講ずべき措置の基準に関し浴槽水等に係
る基準を改め、および規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

函館市公衆浴場法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
(普通浴場および福利厚生浴場について講ずべき措置の基準) 第5条 普通浴場および福利厚生浴場における法第3条第2項に規定する換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備および露天風呂について次の措置を講ずること。 ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。 <u>イ 24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）を用いる浴槽は、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。</u>	(普通浴場および福利厚生浴場について講ずべき措置の基準) 第5条 普通浴場および福利厚生浴場における法第3条第2項に規定する換気、採光、照明、保温および清潔その他入浴者の衛生および風紀に必要な措置の基準（以下「措置基準」という。）は、次のとおりとする。 (1)～(4) (略) (5) 清潔保持のため、脱衣室、浴室、入浴者用の便所、サウナ室、サウナ設備および露天風呂について次の措置を講ずること。 ア 常に清潔を保つように毎日清掃し、定期的に消毒すること。 <u>イ アの規定にかかわらず、次に掲げる設備については、当該設備の区分に応じ、それぞれ次に定める措置を講ずること。</u> <u>(ア) 連日使用型循環浴槽水（24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴槽水をいう。第22号および第23号において同じ。）を用いる浴槽および気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。同号および第24号において同じ。） 1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。</u> <u>(イ) 浴槽水のろ過装置、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させ</u>

<u>ウ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗淨し、および消毒すること。</u> <u>エ・オ</u> (略) (6) 浴室で使用する水について、次に定める水質基準を守るように努めること。ただし、ア(ア)から(エ)までならびにイ(ア)および(イ)の基準については、市長の承認を受けた<u>ものについては</u>、当該基準によらないことができる。 ア <u>原水、原湯、上り湯および上り水</u> (ア) <u>色度 5度以下</u> (イ) <u>濁度 2度以下</u> (ウ) <u>水素イオン濃度 PH値5.8から8.6まで</u> (エ) <u>過マンガン酸カリウム消費量 1</u>	<u>るための配管をいう。) および水位計配管(水位計に接続する配管をいう。)</u> 1週間に1回以上洗淨し、および消毒すること。 (ウ) シャワー 1年に1回以上その内<u>部を洗淨し、および消毒すること。</u> (エ) 集毛器 毎日清掃し、および消毒<u>すること。</u> (オ) 貯湯槽(湯を貯留する設備をい<u>う。)</u> および調節箱(洗い場の給湯栓またはシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。)<u> 1年に1回以上清掃し、および消毒すること。</u> (削る) <u>ウ・エ</u> (略) (6) 浴室で使用する水について、次に定める水質基準に<u>適合するように管理すること</u>。ただし、ア(ア)から(エ)までならびにイ(ア)および(イ)の基準については、市長の承認を受けた<u>公衆浴場に限り</u>、当該基準によらないことができる。 ア <u>原水、原湯、上がり湯および上がり水</u> <u>が次に掲げる基準を満たすこと。</u> (ア) <u>色度が5度以下であること。</u> (イ) <u>濁度が2度以下であること。</u> (ウ) <u>水素イオン濃度指数が5.8以上8.6以下であること。</u> (エ) <u>全有機炭素の量が1リットル中3</u>
---	---

<u>リットル中10ミリグラム以下</u> (オ) <u>大腸菌群 50ミリリットル中不検出</u> (カ) <u>レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満</u> イ <u>浴槽水</u> (ア) <u>濁度 5度以下</u> (イ) <u>過マンガン酸カリウム消費量 1リットル中25ミリグラム以下</u> (ウ) <u>大腸菌群 1ミリリットル中1個以下</u> (エ) <u>レジオネラ属菌 100ミリリットル中10CFU未満</u> (7)～(22) (略) (23) <u>気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備</u>には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。 (24) 気泡発生装置等の空気の入入口から土	<u>ミリグラム以下（当該基準によることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中10ミリグラム以下）であること。</u> (オ) <u>大腸菌が検出されないこと。</u> (カ) <u>レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。</u> イ <u>浴槽水が次に掲げる基準を満たすこと。</u> (ア) <u>濁度が5度以下であること。</u> (イ) <u>全有機炭素の量が1リットル中8ミリグラム以下（当該基準によることが困難であると認められる場合にあっては、過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下）であること。</u> (ウ) <u>大腸菌群が1ミリリットル中1個以下であること。</u> (エ) <u>レジオネラ属菌の100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。</u> (7)～(22) (略) (23) <u>気泡発生装置等</u>には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。 (24) 気泡発生装置等の空気の入入口から土
--	--

ぼこりが入らないようにすること。 (25) (略) (新設) (新設) (新設) <u>(26)～(31)</u> (略) <u>(32)</u> <u>12歳以上の男女を混浴させないこと。</u> <u>(33)</u> (略) (個室を設けるその他の浴場について講ずべき措置の基準) 第6条 個室を設けるその他の浴場（その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。）における措置基準は、前条各号（第8号、第12号、第13号、第19号および第21号を除く。）に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。 (1) 個室には、<u>サウナ設備、砂風呂、ぬか風呂等のほか</u>、脱衣場、洗い場およびシャワーまたは浴槽を設け、ならびに上がり湯を備えること。 (2)～(10) (略)	ぼこり、<u>浴槽水等</u>が入らないようにすること。 (25) (略) <u>(26) 回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。</u> <u>(27) 打たせ湯およびシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。</u> <u>(28) シャワーは、その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。</u> <u>(29)～(34)</u> (略) <u>(35) 家族風呂を除き、10歳以上の男女を混浴させないこと。</u> <u>(36)</u> (略) (個室を設けるその他の浴場について講ずべき措置の基準) 第6条 個室を設けるその他の浴場（その他の浴場の一部に個室を設けるものの当該個室を設ける部分を含む。）における措置基準は、前条各号（第8号、第12号、第13号、第19号および第21号を除く。）に掲げる基準によるほか、次のとおりとする。 (1) 個室には、脱衣場、洗い場およびシャワーまたは浴槽を設け、ならびに上がり湯を備えること。 (2)～(10) (略)
--	---

4 函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の 骨子

(1) 改正理由

旅館業の施設について講ずべき措置の基準に関し浴槽水等に係る
基準を改めるため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

(3) 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

函館市旅館業法施行条例 新旧対照表

現行	改正案
(旅館業の施設について講ずべき措置の基準) 第8条 法第4条第2項に規定する換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置を講ずること。 ア 毎日取り替えること。 イ 24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。 ウ <u>気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。</u> (新設) (新設) (3)～(5) 略 (6) 旅館業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、<u>連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽、浴槽水の循環ろ過装置および気泡発生装置等</u>については、次に掲げるところにより措置を講ずること。 ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。 イ 浴槽水のろ過装置を1週間に1回以上洗浄し、および消毒すること。 ウ <u>気泡発生装置等の空気の入入口から土ぼこりが入らないようにすること。</u>	(旅館業の施設について講ずべき措置の基準) 第8条 法第4条第2項に規定する換気、採光、照明、防湿および清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 浴槽水は、次に掲げるところにより措置を講ずること。 ア 毎日取り替えること。 イ 24時間以上取り替えないで循環させ、およびろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という。）にあっては、アの規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。 ウ <u>気泡発生装置等（気泡発生装置その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備（シャワーを除く。）をいう。第6号において同じ。）には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。</u> エ <u>回収槽（浴槽からあふれ出た水を集め、貯留する設備をいう。）内の水を浴槽水として再利用する場合は、塩素系薬剤を使用して当該回収槽内の水を消毒すること。</u> オ <u>打たせ湯およびシャワーには、循環させている浴槽水を使用しないこと。</u> (3)～(5) 略 (6) 旅館業の施設を清掃し、当該施設のうち、便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所については、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障がないようにすること。この場合において、<u>浴場およびその設備</u>については、次に掲げるところにより措置を講ずること。 ア 連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽にあっては、当該浴槽を1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。 イ <u>浴槽水のろ過装置、循環配管（浴槽とろ過装置との間で浴槽水を循環させるための配管をいう。）および水位計配管（水位計に接続する配管をいう。）を1週間に1回以上洗浄し、および消毒すること。</u> ウ <u>シャワーにあっては、次の措置を講ずること。</u> <u>(ア) その内部に滞留した水が置き換わるよう1週間に1回以上通水すること。</u>

(新設)	<u>(イ) 1年に1回以上その内部を洗浄し、および消毒すること。</u> エ 集毛器を毎日清掃し、および消毒すること。
(新設)	オ 貯湯槽（湯を貯留する設備をいう。）および調節箱（洗い場の給湯栓またはシャワーに供給する湯の温度を調節するための設備をいう。）を1年に1回以上清掃し、および消毒すること。
(新設)	カ 気泡発生装置等にあつては、次の措置を講ずること。 <u>(ア) 1週間に1回以上清掃し、および消毒すること。</u> <u>(イ) 空気の取入口から土ぼこり、浴槽水等が入らないようにすること。</u>
(7)～(10) 略	(7)～(10) 略

5 公の施設の指定管理者の指定について

(1) 函館市総合福祉センターの指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

名称 函館市総合福祉センター

位置 函館市若松町 3 3 番 6 号

イ 指定管理者の住所、名称および代表者の氏名

住所 函館市若松町 3 3 番 6 号

名称 社会福祉法人函館市社会福祉協議会

代表者の氏名 会長 大槻 寅男

ウ 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

エ 候補者の選定

特例措置を適用し、当該団体を候補者とした。

オ 管理委託料

6 6 8, 0 7 6 千円

(2) 函館市斎場，函館市戸井斎場，函館市椴法華斎場および函館市南
茅部斎場の指定管理者

ア 公の施設の名称および位置

その 1

名称 函館市斎場

位置 函館市船見町 2 7 番 1 号

その 2

名称 函館市戸井斎場

位置 函館市館町 1 6 9 番地 1

その 3

名称 函館市椴法華斎場

位置 函館市絵紙山町 2 7 番地 2

その 4

名称 函館市南茅部斎場

位置 函館市尾札部町 2 4 5 7 番地 1， 2 4 5 7 番地 2，
2 4 5 9 番地， 2 4 6 0 番地， 2 4 7 0 番地，
2 4 7 1 番地および 2 4 7 3 番地

イ 指定管理者の住所，名称および代表者の氏名

住所 函館市末広町 2 2 番 2 1 号

名称 株式会社マルゼンシステムズ

代表者の氏名 代表取締役 田中 千尋

ウ 指定の期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

エ 候補者の選定

(ア) 応募団体の名称

株式会社マルゼンシステムズ

(イ) 評価内容

評価基準に基づき、6名の選定委員が個別に評価・採点を行い、適当と認められるため候補者とした。

評 価 基 準		配 点	評 価
			株式会社 マルゼンシステムズ
1	施設設置の目的が達成できるか	40	3 3
2	市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか	40	3 1
3	収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか	30	2 2
4	事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか	30	2 5
5	緊急時対応などの体制が確立されているか	20	1 6
6	個人情報の適正な管理が図られるか	10	7
7	雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40	3 1
8	環境に配慮した経営を行っているか	10	7
9	障がい者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10	9
10	地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20	1 6
11	個別事項（施設の管理に関する特徴的な事項について）	50	3 9
12	提案金額の比較について	200	2 0 0
合 計		500	4 3 6

オ 管理委託料

5 1 3, 0 1 9 千円